

令和5年8月31日

令和6年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社国際協力銀行（総括）)

1. 令和6年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和6年度 要 求 額	令和5年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	4,610	9,810	△5,200	△ 53.0
(2)産業投資	1,500	900	600	66.7
うち 出 資	1,500	900	600	66.7
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	5,880	9,010	△3,130	△ 34.7
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	5,480	8,610	△3,130	△ 36.4
うち 外貨借入金	400	400	—	0.0
合 計	11,990	19,720	△7,730	△ 39.2

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和6年度末 残高(見込)	令和5年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	33,310	29,808	3,502	11.7
(2)産業投資	21,788	20,288	1,500	7.4
うち 出 資	21,788	20,288	1,500	7.4
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	50,704	52,359	△1,655	△ 3.2
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	49,904	51,959	△2,055	△ 4.0
うち 外貨借入金	800	400	400	100.0
合 計	105,802	102,455	3,347	3.3

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和6年度 要 求 額	令和5年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		28,600	26,500	2,100
(内訳)	輸出	3,330	3,430	△100
	プラント	2,830	2,930	△100
	船舶	500	500	—
	輸入・投資	18,900	16,750	2,150
	資源開発	4,200	3,100	1,100
	一般投資	14,700	13,650	1,050
	事業開発等	4,570	4,570	—
	出資	1,800	1,750	50

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和6年度 要 求 額	令和5年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		28,600	26,500	2,100
(財源)	財政投融资	11,990	19,720	△7,730
	財政融資	4,610	9,810	△5,200
	産業投資	1,500	900	600
	政府保証	5,880	9,010	△3,130
	自己資金等	16,610	6,780	9,830
	政府保証（5年未満）	8,905	9,840	△935
	財投機関債	200	200	—
	貸付回収金	19,690	18,490	1,200
	（うち繰上償還）	1,500	1,500	—
	財政融資資金借入金償還	△1,108	△4,751	3,643
	社債償還金	△8,905	△10,960	2,055
	外国為替資金借入金償還	△8,066	△8,199	133
	その他	5,894	2,160	3,734

令和5年8月31日

令和6年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定）)

1. 令和6年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和6年度 要 求 額	令和5年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	4,000	9,200	△5,200	△ 56.5
(2)産業投資	1,400	850	550	64.7
うち 出 資	1,400	850	550	64.7
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	5,680	8,810	△3,130	△ 35.5
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	5,480	8,610	△3,130	△ 36.4
うち 外貨借入金	200	200	—	0.0
合 計	11,080	18,860	△7,780	△ 41.3

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和6年度末 残高(見込)	令和5年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	32,048	29,156	2,892	9.9
(2)産業投資	19,905	18,505	1,400	7.6
うち 出 資	19,905	18,505	1,400	7.6
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	50,304	52,159	△1,855	△ 3.6
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	49,904	51,959	△2,055	△ 4.0
うち 外貨借入金	400	200	200	100.0
合 計	102,257	99,820	2,437	2.4

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和6年度 要 求 額	令和5年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		27,000	25,000	2,000
(内訳)	輸出	3,000	3,000	—
	プラント	2,500	2,500	—
	船舶	500	500	—
	輸入・投資	18,000	16,000	2,000
	資源開発	4,000	3,000	1,000
	一般投資	14,000	13,000	1,000
	事業開発等	4,500	4,500	—
	出資	1,500	1,500	—

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和6年度 要 求 額	令和5年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		27,000	25,000	2,000
(財源)	財政投融资	11,080	18,860	△7,780
	財政融資	4,000	9,200	△5,200
	産業投資	1,400	850	550
	政府保証	5,680	8,810	△3,130
	自己資金等	15,920	6,140	9,780
	政府保証（5年未満）	8,905	9,840	△935
	財投機関債	200	200	—
	貸付回収金	19,602	18,391	1,211
	（うち繰上償還）	1,500	1,500	—
	財政融資資金借入金償還	△1,108	△4,751	3,643
	社債償還金	△8,905	△10,960	2,055
	外国為替資金借入金償還	△8,066	△8,199	133
	その他	5,292	1,619	3,673

財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定）)

<官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

(1) 株式会社国際協力銀行法（以下「JBIC法」という。）において、当行は、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、並びに国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に係るものといった、我が国の対外政策上重要な業務を行うことが明定されており、我が国の経済安全保障の観点から政策的必要性が高い。

(2) 具体的には、安定的かつ安価な資源・エネルギー確保、インフラ分野における我が国企業の海外展開及び海外の成長の取込みに向けた我が国企業の海外進出などの支援に際し、長期資金、外貨資金、リスクマネーといった民間金融機関では量的・質的に十分に賄えない資金の供給が求められている。特に政治的・経済的リスクのある出融資等を行うに際しては、公的機関としてのステイタスを活用し、一般に民間金融機関のみでは収集困難な情報を収集・分析することによって適切なリスクコントロールを実施し、民間では担えないリスクを負担するとともに、受入国政府や国際機関等との協議を通じた関係強化によって、当該国における法制度の変更リスク、プロジェクトの接收リスク等のリスクを緩和するといった民間金融機関では果しえない役割も担うことが求められている。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

JBIC法第1条において、当行の業務の目的は、「一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、（中略）もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与すること」とされていることを踏まえ、当行業務は、政策意義が高く、民間金融機関のみでは量的・質的制約から十分な対応が困難な場合に限定されている。また、当行業務は、民間資金動員・活用を積極的に図るべく、民間金融機関と共に融資することを原則としており、要望に応じ、民間金融機関に対する融資・保証供与や民間金融機関による優先的な資金回収等を行うほか、同法に明定された保証機能等を活用しつつ、民間資金の動員・活用を積極的に図っている。さらに、対象プロジェクトの完工後等にリスクテイクのニーズがある地銀等の民間金融機関に当行保有債権等の流動化を行うことを通じて、当該民間金融機関の融資機会の創出に取り組んでいる。

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

(1) 対象事業を重要な資源の海外における開発及び取得の促進、我が国の産業の国

際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、並びに国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に係るものに限定している。

- (2) 「『インフラシステム海外展開戦略2025』の追補（令和5年6月1日経協インフラ戦略会議決定）」で掲げられているとおり、当行の機能強化の一環として、令和5年4月にJBIC法が一部改正され、①日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化をより一層支援するため、日本企業のサプライチェーン等を支える外国企業への融資や、我が国にとって重要な物資を日本企業が海外で引き取る場合の融資、海外でのサプライチェーン強靱化のための事業資金の国内大企業経由での融資、②スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクの後押し、③国際協調によるウクライナ復興支援への参画といった業務が拡充された。当該法改正により可能となる融資を含め、民間金融機関との協調融資を原則としており、民業補完の徹底に努めている。

<財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和4年度における一般業務勘定の財政投融資（補正後現額）は1兆8,150億円（うち財政融資資金1兆400億円）を予定していたが、大型案件における事業の時期の後ろ倒し等により出融資が翌年度以降に持ち越されたこと、及び米国・欧州等の利上げに伴うグローバルな金融市場の変動により、政府保証外債（5年以上）での資金調達が困難な状況であったこと等により、これに伴う財政投融資4,822億円（財政融資資金1,308億円、政府保証3,514億円）の運用残が生じた。

令和6年度の事業規模については、①我が国のエネルギー需給を踏まえた我が国企業による資源・エネルギー確保及び供給源の分散化等の事業活動、質の高いインフラ輸出やM&A支援を含む我が国企業の国際競争力維持及び向上に向けた国際的事業展開、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外事業並びに国際金融秩序安定化に係る当行への資金需要、②「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日閣議決定）」・「経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）」・「『インフラシステム海外展開戦略2025』の追補（令和5年6月1日経協インフラ戦略会議決定）」・「GX実現に向けた基本方針（令和5年2月10日閣議決定）」等の政府方針、③グローバル投資強化ファシリティの活用や「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（令和5年4月14日公布）による業務拡充等を勘案しつつ、JBIC法を踏まえた民業補完に徹した上で、真に政策的に必要と考えられる資金需要について実需を厳しく精査した結果、必要最小限の規模として、2兆7,000億円（そのほか保証4,166億円を計画）としている。

令和6年度の財政投融資の規模については、かかる事業規模を前提とし、約定されている元利受払いに加え、不確定要素の大きい繰上償還についても可能な範囲において織り込む等、自己資金の精査に努めている。具体的には、令和6年度は、事業規模が令和5年度当初計画比2,000億円増となる見込みである中、自己資金等は、政府保証外債（5年未満）が同935億円減、翌年度繰越金が同8,499億円増となる見込みである一方、財政融資資金借入金償還等の既往債務の償還の合計が同5,831億円減、繰上償還額を含む貸付回収金が同1,211億円増、前年度繰越金が同1兆581億円増の見込みであること等から、自己資金等は同9,780億円増の1兆5,920億円を見込んでいる。かかる状況を踏まえ、財政投融資による調達で手当てが必要となる計1兆1,080億円（同7,780億円減）を要求する。うち、産業投資は、足許の自己資本比率の維持・向上に

加え、グローバル投資強化ファシリティの活用及び「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（令和５年４月14日公布）による業務拡充も踏まえ必要となるリスクバッファを確保する必要性を踏まえ、計1,400億円（同550億円増）を要求する。なお、自己資金の一部として、200億円の財投機関債発行を予定している。

（参考：過去３カ年の財政投融资の運用残額）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
運用残額	6,154億円	4,820億円	4,822億円
運用残率	53.4%	44.9%	26.6%

<その他>

5. 上記以外の特記事項

特になし。

（注）「運用残率」は、改定後現額（改定後計画＋前年度繰越）に対する運用残額の割合（％）。

産 業 投 資 に つ い て

(機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定）)

(事業名：一般業務勘定)

1. 産投事業の内容

(1) 具体的な事業内容

①我が国のエネルギー需給を踏まえた我が国企業による資源・エネルギー確保及び供給源の分散化等の事業活動、質の高いインフラ輸出やM&A支援を含む我が国企業の国際競争力維持及び向上に向けた国際的事業展開、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外事業並びに国際金融秩序安定化に係る当行への資金需要、②「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日閣議決定）」・「経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）」・「『インフラシステム海外展開戦略2025』の追補（令和5年6月1日経協インフラ戦略会議決定）」・「GX実現に向けた基本方針（令和5年2月10日閣議決定）」等の政府方針、③グローバル投資強化ファシリティの活用や「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（令和5年4月14日公布）による業務拡充（日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化、スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクの後押し、国際協調によるウクライナ復興支援への参画）等を踏まえた取組を実施する。

(2) 必要とする金額の考え方

当行が日本政府の方針の下、出融資保証機能を活用して支援を行う場合、エクスポージャーの増大等に対応するためのリスクバッファや出資の原資としての自己資本が必要となるが、利益剰余金の積み上げによる自己資本増強には限界がある。足許の自己資本比率の維持・向上に加え、グローバル投資強化ファシリティの活用及び「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（令和5年4月14日公布）による業務拡充も踏まえた金融支援等を行っていく上で必要なリスクバッファを確保する観点から、計1,400億円の産投出資を要求する。

(3) 見込まれる収益

JBIC法第13条第1項第1号及び同第2号で規定する償還確実性の原則及び収支相償の原則に基づき、一般業務勘定においては償還確実性及び収支相償の確保を出融資保証供与の要件としており、営業部門と審査・リスク管理部門によるチェック・アンド・バランス体制をとっている他、収支相償を満たす条件を付している。出融資保証の実施後も、不断のモニタリングに基づき所要の対応を講じており、相応の収益可能性が確保される。

(4) 民間資金の動員の蓋然性

JBIC法第1条の「民業補完の原則」を前提とし、想定される案件は、いずれも

当行の出融資保証機能を活用し、民間資金の動員や他国公的機関との連携等により、日本企業のサプライチェーンの強靱化及び産業基盤の整備や、重要物資の輸入・引き取り、グリーン・デジタル分野等の先端技術及び新しいビジネスモデルの海外展開を通じた新たな市場創出等を積極的に支援するもの。

2. リスク管理体制

個別与信決定においては、営業部門及び審査・リスク管理部門により、与信先の信用力、与信対象取引の確実性、与信対象プロジェクトの実行可能性等に関する情報の収集・分析が行われる。両部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にはマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制をとっている。

残高管理においては、金融機関として適切なリスク管理を行うことの重要性を認識し、リスクの種類に応じたリスク管理及び統合的なリスク管理を行うための組織体制を構築している。信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等の各種リスクの管理に関する責任者及びリスク管理を統括する部署を置くと共に、リスク管理を有効に機能させるための審議・検討等を行うため、統合リスク管理委員会及びALM委員会を設置している。

モニタリング体制については、前述の個別与信管理の一環として、個別案件に対し、半期ごとの資産自己査定や行内信用格付の随時見直しを実施している。また、前述の残高管理の分析を踏まえ、発現した場合に当行にとって影響の大きいリスク事象の特定を行い、それらの状況について、統合リスク管理委員会を通じて経営全体に対して定期的に報告・共有している。

政 府 保 証 に つ い て

(機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定）)

1. 政府保証の考え方

(1) 政府保証国内債

該当なし。

(2) 政府保証外債

「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について」（平成26年6月）における「政府保証債に係る4類型の見直し」及び平成29年12月20日の財政投融资分科会補足説明資料1の「今後の運用」を踏まえると、当行は類型iiiに該当し、政府保証外債の発行は、①外貨調達の実必要性が認められること、②償還が十分に確実であると見込まれること、③起債する市場において、同等な信用力を有する他の債券の発行条件等を比較して、遜色のない条件で起債できること、という3つの審査基準に合致する場合に限って認められる。

①について、当行は、我が国企業等が実施する国際的事業展開、海外投資事業等における為替変動リスク回避、我が国企業等の国際プラント商談等における国際競争力確保への支援の観点から、外貨貸付を実施しており、政府保証外債の発行により調達した外貨資金を一切円転せず、すべて当該外貨貸付の原資として活用する。また、JBIC法に定める当行業務を効率的に実施していくためには、長期・安定的な外貨資金の貸付は効果的かつ不可欠な手段であり、そのための原資として外貨の調達が不可欠である。②について、当行はJBIC法第13条第1項第1号で規定する償還確実性の原則に基づき、一般業務勘定においては償還確実性の確保を出融資保証供与の要件としており、営業部門と審査・リスク管理部門によるチェック・アンド・バランス体制等によりこれを確保している。出融資保証の実施後も、不断のモニタリングに基づき所要の債権保全措置を講じており、こうした出融資保証の償還確実性の確保を通じて財務の健全性が確保される。③については、各市場の個別事情を勘案し、当行債券発行に先立ち同等な信用力を有する他の債券の発行条件等の存在を確認・比較して、遜色のない条件で起債できる環境にあることを確認する。

(3) 政府保証外貨借入金

米ドル以外の現地通貨建て資金の供給が期待されているインフラ事業等に対する現地通貨建て融資を行うに当たっては、社債発行等との比較において金額・期間の観点から柔軟な資金調達がしやすく、かつ機動的な対応が可能な外国通貨長期借入が補完的な外貨調達手段となり得る。「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（平成28年5月18日公布）により、かかる外国通貨長期借入が可能となったところ、当該借入を円滑かつ低コストで行うためには、政府保証により日本政府の信用力に依拠した調達とする必要があるもの。

2. 必要とする金額の考え方

(1) 政府保証国内債

該当なし。

(2) 政府保証外債

近年の国際資本市場においては、一般的に多くの投資家は投資判断に際して、債券の利回りに加え、①明示的な政府保証の有無など「発行体／保証人の信用力の高さ」、②一般に発行規模が大きく、セカンダリー市場での売買も容易な「流動性の高さ」、及び③起債が継続的に行われる「継続性／発行頻度」を考慮していると考えられる。

かかる状況下、上記②の流動性の観点を踏まえるに、投資家が投資対象として前向きに検討可能な個別債券の発行額は10～25億米ドル程度と考えられ、複数トランシェでの起債を同時に行い幅広い投資家に訴求したとしても、一度の起債で調達可能な金額は、5年以上の年限において20～30億米ドル程度と見込まれること、時期的制約により発行可能なタイミングが年間最大でも数回程度と見込まれること、及び財政投融资を通じた1兆円規模の外貨資金需要がある中、上記のとおり政府保証外債の特性にも鑑み、5,480億円について5年以上の政府保証外債を要求するもの。

(3) 政府保証外貨借入金

外国通貨長期借入について、現地通貨建て融資の資金需要等に鑑み200億円の政府保証を要求するもの。なお、非居住者たる当行による現地通貨借入及び貸付については、現地法制上の制約等によっては認められない可能性がある他、期間や金額に上限が課される可能性がある点につき留意が必要。

財 投 機 関 債 に つ い て

(機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定）)

1. 令和6年度における財投機関債の発行内容

- (1) 令和6年度発行予定額は200億円。
- (2) 発行形態は、原則として普通社債（SB）型。

2. 要求の考え方

財投改革の趣旨を踏まえ、投資家、市場関係者との対話を通じた財投機関債の発行に努める一方で、様々な政策ニーズへの機動的かつ確実な対応及び安定的かつ円滑な業務運営を期すため、市場動向に左右される財投機関債と財政投融资とのバランスを考慮した上で、資金を調達する必要があると認識。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定）)

「経済財政運営と改革の基本方針2023」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」及び「デジタル田園都市国家構想（基本方針・総合戦略・当面の重点検討課題）」に盛り込まれた事項に関する要求内容

①我が国のエネルギー需給を踏まえた我が国企業による資源・エネルギー確保及び供給源の分散化等の事業活動、質の高いインフラ輸出やM&A支援を含む我が国企業の国際競争力維持及び向上に向けた国際的事業展開、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外事業並びに国際金融秩序安定化に係る当行への資金需要、②「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日閣議決定）」・「経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）」・「『インフラシステム海外展開戦略2025』の追補（令和5年6月1日経協インフラ戦略会議決定）」・「GX実現に向けた基本方針（令和5年2月10日閣議決定）」等の政府方針、③グローバル投資強化ファシリティの活用や「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（令和5年4月14日公布）による業務拡充等を踏まえた取組を実施する方針。これらの支援に必要な原資及び財務基盤を確保する観点から、一般業務勘定として産投投資1,400億円、財政融資資金借入金4,000億円、政府保証外債（5年以上）5,480億円を含む財政投融资を計1兆1,080億円要求している。

【参考】

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日閣議決定）」（抄）

IV. GX・DX等への投資

1. レジリエンス上の日本の優位性と国内企業立地促進・高度外国人材の呼び込み
 - (2) 戦略分野への対応（半導体、蓄電池、バイオものづくり、データセンター等）
2. GX・エネルギー安全保障
 - (1) エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXに向けた脱炭素の取組
 - (3) 国際展開戦略

V. 企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成5か年計画の推進

2. スタートアップ育成5か年計画の推進
 - (5) スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化

X. 個別分野の取組

3. 対外経済連携の促進

「経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）」（抄）

第2章 新しい資本主義の加速

2. 投資の拡大と経済社会改革の実行

- (1) 官民連携による国内投資拡大とサプライチェーンの強靱化
- (2) グリーントランスフォーメーション（GX）、デジタルトランスフォーメーション（DX）等の加速

(3) スタートアップの推進と新たな産業構造への転換、インパクト投資の促進

(4) 官民連携を通じた科学技術・イノベーションの推進

5. 地域・中小企業の活性化

第3章 我が国を取り巻く環境変化への対応

1. 国際環境変化への対応

(1) 外交・安全保障の強化

(2) 経済安全保障政策の推進

(3) エネルギー安全保障の強化

(4) 食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進

(5) 対外経済連携の促進、企業の海外ビジネス投資促進

「『インフラシステム海外展開戦略2025』の追補（令和5年6月1日経協インフラ戦略会議決定）」（抄）

第2章 具体的施策の柱

1. DX等新たな時代の変革への対応の強化

(1) 海外におけるサプライチェーン等リスクへの対応力強化

(3) デジタル変革による価値創造と中堅・中小、スタートアップ支援

(4) 国際連携の推進、国際標準への対応と戦略的活用

2. 脱炭素に向けたトランジションの加速

(1) 脱炭素社会の実現に向けた国際連携の枠組み

(2) 我が国の脱炭素技術等の海外展開支援

3. 「自由で開かれたインド太平洋」を踏まえたパートナーシップの促進

(1) グローバル・サウスにおける重点地域への取組

(2) 絶えず変化する国際環境への迅速・柔軟な対応

(3) 日本の強みを活かした相手国のニーズに対応した多様なインフラ整備支援の手法

(5) 同志国との連携強化

(6) エネルギー・資源安全保障に留意した取組の推進

(7) 開かれ安定した海洋のための海洋産業協力の深化

4. コアとなる技術・価値の確保

(1) 我が国企業のグローバル化の推進

5. 売り切りから継続的関与への多様化の促進

(1) 日本に強みのあるO&Mをセットにしたパッケージ展開の推進

6. 質高インフラに向けた官民連携の推進

(3) 政府系機関等による支援強化

「GX実現に向けた基本方針（令和5年2月10日閣議決定）」（抄）

2. エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXに向けた脱炭素の取組

4. 国際展開戦略

財政投融资の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定））

1. 政策的必要性

- （１）JBIC法において、当行は、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、並びに国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に係るものといった、我が国の対外政策上重要な業務を行うことが明定されており、我が国の経済安全保障の観点から政策的必要性が高い。
- （２）対外的な公共政策機能の遂行に関しては、①民間金融機関では対応困難な政治的・経済的リスクのある出融資等を行う際に、公的機関としてのステイタスを活用し、一般に民間金融機関のみでは収集困難な情報を収集・分析することによって適切なリスクコントロールを実施していく必要がある場合があること、②アジア通貨危機及びリーマン・ショック、更には新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延に端を発した国際金融危機のように緊急的に、大量かつ長期の資金供給を迅速かつ機動的に実行する必要がある場合があること等から、公的関与が必要不可欠である。また、当行は安定的かつ安価な資源・エネルギー確保、インフラ分野における我が国企業の海外展開及び海外の成長の取込みに向けた我が国企業の海外進出などの支援において、公的機関としてのステイタスを背景とし、受入国政府や国際機関等との協議を通じた関係強化によって、当該国における法制度等の変更リスク、プロジェクトの接收等のリスクを緩和するといった民間金融機関では果し得ない役割を担うことが求められている。
- （３）なお、諸外国においても、政府の関与の下、類似の事業が行われている。

2. 民業補完性

当行は、日本政府の対外経済政策の適切な実施を担う政策金融機関として、これまで培ったネットワーク及び知見を活かし、国際機関や国内外の金融機関とも連携しつつ、海外に特化した事業展開を行ってきた。

また、JBIC法第１条において、当行の業務の目的は、「一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、（中略）もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与すること」とされていることを踏まえ、当行の業務は政策意義が高く、民間金融機関のみでは量的・質的制約から十分な対応が困難な場合に限定されている。

さらに、当行業務は、民間資金の動員・活用を積極的に図るべく、民間金融機関と共に融資することを原則としており、要望に応じ、民間金融機関に対する融資・保証供与や民間金融機関による優先的な資金回収等を行うほか、同法に明定された保証機能等を活用しつつ、民間資金の動員・活用を積極的に図っている。

令和５年４月に成立した改正JBIC法に基づく新規業務においても、これらの民業補完の徹底に向けた取り組みを継続。

3. 有効性

効果的かつ効率的に業務を行うことができるよう中期経営計画及び中期経営計画に基づく事業運営計画を定め、その達成状況について、社外取締役及び外部委員により構成される経営諮問・評価委員会による評価を受けることによって、中期目標と年度目標の評価を行う体制を整備している。

4. その他

営業部門と審査・リスク管理部門によるチェック・アンド・バランス体制等により、償還確実性を確保するとともに、貸付等の実施後も、不断のリスク管理に基づき所要の債権保全措置を講じている。

4 年 度 決 算 に 対 す る 評 価

(機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定）)

1. 決算についての総合的な評価

(1) 概況

令和4年度の当期純利益は、1,589億円となった。国庫納付については、JBIC法第31条及びJBIC法施行令第6条等に基づき、795億円を納付済。

(2) 残高状況

- ① 令和4年度末の貸出金残高は、外貨貸付金及び円貨貸付の増加により、前年度末比8,336億円増の15兆5,567億円となった。
- ② 令和4年度末の財政融資資金借入金残高は、新規借入額9,092億円に対し、償還額3,019億円となり、前年度末比6,073億円増の2兆4,707億円となった。外国為替資金借入金残高は、新規借入額2兆5,239億円に対し、償還額2兆6,972億円となり、前年度末比3,522億円増の6兆388億円となった。
- ③ 令和4年度末の社債残高は、新規発行額1兆695億円に対し、償還額1兆665億円となり、前年度末比5,568億円増の6兆1,918億円となった。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

令和4年度末の資産の部残高は、貸出金の増加等により、前年度末1兆7,109億円増の19兆8,146億円となった。また、負債の部残高は、借入金や社債の増加等により、前年度末比1兆6,822億円増の17兆2,023億円となった。純資産の部残高は、前年度末比287億円増の2兆6,123億円となった。

(2) 費用・収益の状況

令和4年度の損益状況については、6,551億円の経常収益、4,962億円の経常費用等を計上した結果、当期純利益は1,589億円となった。

令和5年8月31日

令和6年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定）)

1. 令和6年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和6年度 要 求 額	令和5年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	610	610	—	0.0
(2)産業投資	100	50	50	100.0
うち 出 資	100	50	50	100.0
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	200	200	—	0.0
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	200	200	—	0.0
合 計	910	860	50	5.8

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和6年度末 残高(見込)	令和5年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	1,262	652	610	93.6
(2)産業投資	1,883	1,783	100	5.6
うち 出 資	1,883	1,783	100	5.6
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	400	200	200	100.0
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	400	200	200	100.0
合 計	3,545	2,635	910	34.5

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和6年度 要 求 額	令和5年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		1,600	1,500	100
(内訳)	輸出	330	430	△100
	プラント	330	430	△100
	船舶	—	—	—
	輸入・投資	900	750	150
	資源開発	200	100	100
	一般投資	700	650	50
	事業開発等	70	70	—
	出資	300	250	50

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和6年度 要 求 額	令和5年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		1,600	1,500	100
(財源)	財政投融资	910	860	50
	財政融資	610	610	—
	産業投資	100	50	50
	政府保証	200	200	—
	自己資金等	690	640	50
	貸付回収金	88	99	△11
	その他	602	541	61

財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定）)

<官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

(1) JBIC法において、当行は、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、並びに国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に係るものといった、我が国の対外政策上重要な業務を行うことが明定されており、我が国の経済安全保障の観点から政策的必要性が高い。

(2) 特別業務は、「質の高いインフラパートナーシップ」（平成27年5月公表）等の政府の施策を踏まえ、我が国の民間企業等に蓄積された優れた技術、知識及び経験を活用しつつ、新興国をはじめとした世界全体の膨大な社会資本整備に係る投資需要に十分応えていくため、平成28年5月にJBIC法を改正し、海外における社会資本の整備に関する事業を対象として追加された。また、令和5年4月にJBIC法を一部改正し、特別業務の対象分野に、資源開発に関する事業及び新技術・ビジネスモデルを活用した事業に対する支援並びにスタートアップ企業への出資等が追加された。

(3) 当行は、公的機関としてのステイタスを活用し、一般に民間金融機関のみでは収集困難な情報を収集・分析することによって適切なリスクコントロールを実施し、民間だけでは担えないリスクを負担するとともに、受入国政府や国際機関等との協議を通じた関係強化によって、当該国における法制度の変更リスク、プロジェクトの接收リスク等のリスクの緩和を求めるといった民間金融機関では果しえない役割も担うことが求められている上、上記分野における我が国企業の海外展開などの支援に際し、更なるリスクテイクを行いつつ、長期資金、外貨資金、リスクマネーといった民間金融機関では量的・質的に十分に賄えない資金の供給が求められている。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

JBIC法第1条において、当行の業務の目的は、「一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、(中略)もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与すること」とされていることを踏まえ、当行業務は、政策意義が高く、民間金融機関のみでは量的・質的制約から十分な対応が困難な場合に限定されている。また、「特別業務指針（平成28年財務省告示第285号）」において、「一般の金融機関が行う金融の補完に徹するよう留意することとし、民間からの資金の動員を図ることとする」と規定されていることを踏まえ、信用補完その他の措置を通じ、民間資金の動員を図っていく。

＜対象事業の重点化・効率化＞

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

(1) 特別業務の対象事業は、重要な資源の海外における開発及び取得の促進、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、並びに国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に係るもののうち、現状は海外における社会資本の整備に関する事業、資源開発に関する事業及び新技術・ビジネスモデルを活用した事業への支援並びにスタートアップ企業への出資・社債取得に限定している。

(2) 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日閣議決定）」や「GX実現に向けた基本方針（令和5年2月10日閣議決定）」等を踏まえ、国内外の経済状況及び我が国企業の事業環境に応じた果敢な対応を適時適切に行い、また「『インフラシステム海外展開戦略2025』の追補（令和5年6月1日経協インフラ戦略会議決定）」や「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（令和5年4月14日公布）による対象分野拡充（資源開発、新技術・ビジネスモデルの事業化、スタートアップ企業への出資等）を踏まえ、より幅広いリスクマネーを供給するための事業規模を出融資計画に反映している。

＜財投計画の運用状況等の反映＞

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和4年度における特別業務勘定の財政投融資は910億円（うち財政融資資金610億円）を予定していたが、事業主（外国政府含む）の手続きの遅延等により出融資が減少したことにより、財政投融資810億円（財政融資資金610億円、政府保証外貨借入200億円）の運用残が生じた。

海外インフラ事業等を対象に更なるリスクテイクを行う特別業務勘定の令和6年度の事業規模については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日閣議決定）」・「経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）」・「『インフラシステム海外展開戦略2025』の追補（令和5年6月1日経協インフラ戦略会議決定）」・「GX実現に向けた基本方針（令和5年2月10日閣議決定）」等の政府方針や「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（令和5年4月14日公布）による対象分野拡充を踏まえ、民間資金を含む多様な資金を動員することも勘案し、1,600億円（そのほか保証267億円を計画）としている。

令和6年度の財政投融資の規模については、かかる事業規模に対して、自助努力による資金調達として円貨余裕金の一部を活用することを想定し、910億円（令和5年度当初計画比50億円増）を財政投融資として要求する。このうち、産業投資は、平成28年度における特別業務勘定の創設のためのJBIC法改正（「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（平成28年5月18日公布））時、衆参両院の附帯決議において、政府に対して、特別業務勘定において十分な資本が機動的に確保されるよう、必要な財政上の措置を講ずるよう述べられていることに加え、「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（令和5年4月14日公布）による対象分野拡充を踏まえ、特別業務勘定におけるリスクバッファとして十分な自己資本を中長期に亘り計画的に確保するため、100億円（同50億円増）を要求する。

(参考：過去３カ年の財政投融资の運用残額)

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
運用残額	768億円	810億円	810億円
運用残率	84.4%	89.0%	89.0%

<その他>

5. 上記以外の特記事項

特になし。

(注)「運用残率」は、改定後現額(改定後計画＋前年度繰越)に対する運用残額の割合(%)。

産 業 投 資 に つ い て

（機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定））

（事業名：特別業務勘定）

1. 産投事業の内容

（１）具体的な事業内容

海外インフラ事業等を対象に更なるリスクテイクを行う特別業務勘定においては、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日閣議決定）」・「経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）」・「『インフラシステム海外展開戦略2025』の追補（令和5年6月1日経協インフラ戦略会議決定）」・「GX実現に向けた基本方針（令和5年2月10日閣議決定）」等の政府方針や「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（令和5年4月14日公布）による対象分野拡充（資源開発、新技術・ビジネスモデルの事業化、スタートアップ企業への出資等）を踏まえた取組を実施する。

（２）必要とする金額の考え方

特別業務を通じたリスクマネー供給強化に対するニーズは高く、平成28年度における特別業務勘定の創設のためのJBIC法改正（「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（平成28年5月18日公布））時、衆参両院の附帯決議において、政府に対して、特別業務勘定において十分な資本が機動的に確保されるよう、必要な財政上の措置を講ずるよう述べられていることに加え、「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（令和5年4月14日公布）による対象分野拡充を踏まえ、特別業務勘定におけるリスクバッファとして十分な自己資本を中長期に亘り計画的に確保するため、令和6年度においては100億円の産投出資を要求する。

（３）見込まれる収益

「特別業務指針（平成28年財務省告示第285号）」の二（３）②及び同（５）に基づき、公的機関としてのステイタスの活用等を通じたリスクコントロールにより長期収益性の確保を目指すものであり、当該業務勘定全体での収益実現を見込む。

（４）民間資金の動員の蓋然性

特別業務については、特別業務指針において、「一般の金融機関が行う金融の補完に徹するよう留意することとし、民間からの資金の動員を図ることとする」と規定されていることを踏まえ、信用補完その他の措置を通じ、民間資金の動員を図っていく。

2. リスク管理体制

個別与信決定においては、営業部門及び審査・リスク管理部門により、与信先の信用力、与信対象取引の確実性、与信対象プロジェクトの実行可能性等に関する情報の収集・分析が行われる。両部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にはマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制をとっている。

残高管理においては、金融機関として適切なリスク管理を行うことの重要性を認識し、リスクの種類に応じたリスク管理及び統合的なリスク管理を行うための組織体制を構築している。信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等の各種リスクの管理に関する責任者及びリスク管理を統括する部署を置くと共に、リスク管理を有効に機能させるための審議・検討等を行うため、統合リスク管理委員会及びALM委員会を設置している。

特別業務においては、上記体制を基本としつつ、特別業務の対象事業の性質を踏まえ、社外の有識者及び社外取締役で構成されるリスク・アドバイザリー委員会において特別業務勘定に係るリスク管理態勢について助言を受けながら、適切にリスク管理を行っている。

政 府 保 証 に つ い て

(機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定）)

1. 政府保証の考え方

(1) 政府保証国内債

該当なし。

(2) 政府保証外債

該当なし。

(3) 政府保証外貨借入金

特別業務では、米ドル以外の現地通貨建て資金の供給が期待されている海外インフラ事業等を対象としており、当行が現地通貨建て融資を行うに当たっては、社債発行等との比較において、金額・期間の観点から柔軟な資金調達がしやすく、かつ機動的な対応が可能な外国通貨長期借入が補完的な外貨調達手段となり得る。JBIC法改正（「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（平成28年5月18日公布））により、かかる外国通貨長期借入が可能となったところ、当該借入を円滑かつ低コストで行うためには、政府保証により日本政府の信用力に依拠した調達とする必要があるもの。

2. 必要とする金額の考え方

(1) 政府保証国内債

該当なし。

(2) 政府保証外債

該当なし。

(3) 政府保証外貨借入金

外国通貨長期借入について、現地通貨建て融資の資金需要等に鑑み200億円の政府保証を要求するもの。なお、非居住者たる当行による現地通貨借入及び貸付については、現地法制上の制約等によっては、認められない可能性がある他、期間や金額に上限が課される可能性がある点につき留意が必要。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定）)

「経済財政運営と改革の基本方針2023」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」及び「デジタル田園都市国家構想（基本方針・総合戦略・当面の重点検討課題）」に盛り込まれた事項に関する要求内容

海外インフラ事業等を対象に更なるリスクテイクを行う特別業務勘定においては、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日閣議決定）」・「経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）」・「『インフラシステム海外展開戦略2025』の追補（令和5年6月1日経協インフラ戦略会議決定）」・「GX実現に向けた基本方針（令和5年2月10日閣議決定）」等の政府方針や「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（令和5年4月14日公布）による対象分野拡充等を踏まえた取組を実施する方針。これらの支援に必要な原資の確保に加え、特別業務勘定におけるリスクバッファとして十分な自己資本を中長期に亘り計画的に確保するべく、特別業務勘定として財政融資資金610億円、産投出資100億円、政府保証外貨借入金200億円からなる財政投融資を計910億円要求している。

【参考】

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日閣議決定）」（抄）

IV. GX・DX等への投資

1. レジリエンス上の日本の優位性と国内企業立地促進・高度外国人材の呼び込み
 - (2) 戦略分野への対応（半導体、蓄電池、バイオものづくり、データセンター等）
2. GX・エネルギー安全保障
 - (1) エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXに向けた脱炭素の取組
 - (3) 国際展開戦略

V. 企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成5か年計画の推進

2. スタートアップ育成5か年計画の推進
 - (5) スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化

X. 個別分野の取組

3. 対外経済連携の促進

「経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）」（抄）

第2章 新しい資本主義の加速

2. 投資の拡大と経済社会改革の実行

- (1) 官民連携による国内投資拡大とサプライチェーンの強靱化
- (2) グリーントランスフォーメーション（GX）、デジタルトランスフォーメーション（DX）等の加速
- (3) スタートアップの推進と新たな産業構造への転換、インパクト投資の促進
- (4) 官民連携を通じた科学技術・イノベーションの推進

5. 地域・中小企業の活性化

第3章 我が国を取り巻く環境変化への対応

1. 国際環境変化への対応

- (1) 外交・安全保障の強化
- (2) 経済安全保障政策の推進
- (3) エネルギー安全保障の強化
- (4) 食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進
- (5) 対外経済連携の促進、企業の海外ビジネス投資促進

「『インフラシステム海外展開戦略2025』の追補（令和5年6月1日経協インフラ戦略会議決定）」（抄）

第2章 具体的施策の柱

1. DX等新たな時代の変革への対応の強化

- (1) 海外におけるサプライチェーン等リスクへの対応力強化
- (3) デジタル変革による価値創造と中堅・中小、スタートアップ支援
- (4) 国際連携の推進、国際標準への対応と戦略的活用

2. 脱炭素に向けたトランジションの加速

- (1) 脱炭素社会の実現に向けた国際連携の枠組み
- (2) 我が国の脱炭素技術等の海外展開支援

3. 「自由で開かれたインド太平洋」を踏まえたパートナーシップの促進

- (1) グローバル・サウスにおける重点地域への取組
- (2) 絶えず変化する国際環境への迅速・柔軟な対応
- (3) 日本の強みを活かした相手国のニーズに対応した多様なインフラ整備支援の手法
- (5) 同志国との連携強化
- (6) エネルギー・資源安全保障に留意した取組の推進
- (7) 開かれ安定した海洋のための海洋産業協力の深化

4. コアとなる技術・価値の確保

- (1) 我が国企業のグローバル化の推進

5. 売り切りから継続的関与への多様化の促進

- (1) 日本に強みのあるO&Mをセットにしたパッケージ展開の推進

6. 質高インフラに向けた官民連携の推進

- (3) 政府系機関等による支援強化

「GX実現に向けた基本方針（令和5年2月10日閣議決定）」（抄）

2. エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXに向けた脱炭素の取組

4. 国際展開戦略

財政投融资の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定））

1. 政策的必要性

世界のインフラ需要に日本の官民の力を総動員して対応し、我が国のインフラ開発の特長であるライフサイクルコストの抑制や環境・防災等への配慮、現地人材の育成等につながる「質の高いインフラ投資」の現地の官民とも協力した実現や、デジタル・グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクの後押しといった政策目的達成のためには、公的資金に加え、民間部門の資金・ノウハウの動員により、「質・量」の双方を追求する必要がある。

具体的には、当行が公的機関としてのステイタスを活用し、①民間では取得困難な情報の収集・分析や、②受入国政府との関係強化や国際機関等との連携による法制度変更・接収リスクの緩和等、民間のみでは対応困難なリスクコントロール策を実施することで、特別業務の対象である社会資本の整備に関する事業、資源開発に関する事業及び新技術・ビジネスモデルを活用した事業への支援や、スタートアップ企業への出資等を通じ我が国企業の海外展開を促進することが期待されていることに加え、当行の機能強化を踏まえ、より幅広くリスクマネーを供給する必要がある。また、当行が中心となって長期・外貨建のリスクマネーを供給することで、民間金融機関参画の呼び水となり、更なる民間資金の動員が可能となる。

2. 民業補完性

特別業務を含む当行業務は、政策意義が高く、民間金融機関のみでは量的・質的制約から十分な対応が困難な場合に限定されている。また、「特別業務指針（平成28年財務省告示第285号）」において、「一般の金融機関が行う金融の補完に徹するよう留意することとし、民間からの資金の動員を図ることとする」と規定されており、民業補完に徹していく方針に変わりはない。また、世界の投資需要に「質・量」の双方の観点から応えていくため、特別業務についても、民間部門の資金・ノウハウの動員を図っていく。

3. 有効性

効果的かつ効率的に業務を行うことができるよう中期経営計画及び中期経営計画に基づく事業運営計画を定め、その達成状況について、社外取締役及び外部委員により構成される経営諮問・評価委員会による評価を受けることによって、中期目標と年度目標の評価を行う体制を整備している。

4. その他

「特別業務指針（平成28年財務省告示第285号）」に基づき、公的機関としてのステイタスの活用等を通じたリスクコントロールが可能な案件を対象とし、長期収益性の確保を目指すものであり、当該業務勘定全体での収益可能性を見込む。

4 年 度 決 算 に 対 す る 評 価

(機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定）)

1. 決算についての総合的な評価

(1) 概況

令和4年度の当期純利益は、10億円となった。国庫納付については、JBIC法第31条及びJBIC法施行令第6条等に基づき、5億円を納付済。

(2) 残高状況

- ① 令和4年度末の貸出金残高は、外貨貸付及び円貨貸付の減少により、前年度末比50億円減の311億円となった。
- ② 令和4年度は財政融資資金借入を行わなかったため、同年度末の財政融資資金借入残高は前年度と同様42億円となった。
- ③ 令和4年度は社債の発行を行わなかったため、同年度末の社債残高はなし。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

令和4度末の資産の部残高は、預け金の増加等により、前年度末比114億円増の3,314億円となった。また、負債の部残高は、その他負債の減少等により、前年度末比3億円減の59億円となった。純資産の部残高は、前年度末比117億円増の3,255億円となった。

(2) 費用・収益の状況

令和4年度の損益状況については、22億円の経常収益、13億円の経常費用を計上した結果、10億円の当期純利益となった。